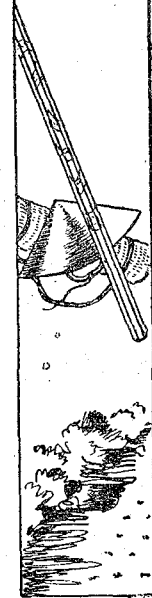


史料

中世の道路交通 (五)

渡部 英三郎



鎌倉時代の巻 (一)

— 目次 —

一、驛制の再建

二、幕府の交通取締方針とその政治的背景

◎ 渡船場、津料、河手に關する取締

◎ 交通不安に對する取締

◎ 街路の取締

一、驛制の再建

鎌倉幕府は、その當初から驛制の再建と道路の改良とに

努力を拂はなければならなかつた。堂々たる體系に於いて整備せられた上代の驛制は、平安朝末期近き頃から、中史政權の衰微と共に頽廢して、殆ど殘骸を止むるに過ぎなかつたし、また道路とその附屬物自體も大方荒廢に歸してゐたからである。平氏の政權が一度成立しても、それは主として近畿鎮西地方を地盤とせる政權であつて、東北地方は深く顧みられなかつた。隨つて近畿以東の交通施設は尙依然として荒廢狀態のまゝに放置せられてゐたのである。

然るに鎌倉の政權が成立して、京都鎌倉間の政治的交渉が頻繁となるに伴ひ、殊に京都と鎌倉との間に於ける道路交通制度の再建は、緊要な問題として、鎌倉政權の當事者に迫つて來た。幕府の驛制再建に關する努力は、まず次の如き「吾妻鏡」の記述に見出される。

今日、二品(賴朝)被_レ定_レ驛路之法、依_二此間重事、上洛御

使雜色等、伊豆駿河以西、迄_二于近江國、不_レ論_二權門庄々

取_二傳馬可_レ騎用_レ之、且於_二到來所、可_レ沙_二汰其狼_レ之由

云々(文治二年十一月)

簡單な記述ではあるが、これは鎌倉幕府の驛制に關する根本的な方針を示すものとして注目すべきである。即ち幕府はこの沙汰によつて、獨り直接幕府の支配下に置かれた家人(幕府の支配下に立つ武士)の領土に對してばかりでなく同時にまた當時まだ權門貴族寺院等の諸勢力によつて領有せられてゐた庄園(1)に對しても、驛制によつて生ずる經費を負擔せしめたのである。これによつて幕府の直接の統制外に立つてゐたこれ等の庄園領有者にも、幕府の使節が上洛のため往還

する場合、傳馬を準備して使者の騎用に供せしめ、且つ其の糧食を供せしめたのである。

「註」(1)當時まだ幕府の支配外に在る庄園が非常に多かつたことは、後承久亂によつて西軍が敗れた結果彼等の領有せる庄園三千餘ヶ所が幕府によつて沒收せられたことによつても知られるであらう。

當時朝廷の内部には、大藏卿泰經、參議親宗、右大辨光雅、刑部卿賴經、左馬頭經仲等をはじめ反鎌倉的傾向を有つ公卿が少くなく、義經問題を挾んで鎌倉當局と對立の形勢に在つたので、斯うした複雑微妙な形勢に對處するため、鎌倉の有力な家人等(例へば北條時政の如き)が屢々上洛して京都の情勢を警戒し且つ治安の維持に當つたりする必要があるので、從前荒廢のままに放置せられてゐた。驛制再建の必要が、痛感せられ、かくて右の方針が樹立せられたものと思はれる。その時驛制の改革が意圖せられたのは伊豆駿河から近江に至る間に限られてゐるが、それは駿河以東は幕府の勢權が徹底して、そうした沙汰を要しなかつたことを示すも

のでなければならぬ。また斯如くこの沙汰書は限られた
區間のみを目標として發せられたものであるが、それは同
時に鎌倉幕府の驛制に對する根本の方針を示唆するもので
あり、また、それ以來屢々企圖せられ驛制の整備擴充も、
また同じ方針に基いて實施せられたことを推測せしめる後
日(弘長三
年六月)將軍宗尊親王の上洛せられるに際し(執權長時
の當時)
それに必要な夫役を舊地一反毎に百文、五町毎に官駄一匹
丁夫二人の割合を以つて諸國の百姓に課し若し百姓がそれ
を回避して逃散すればその役を、郷里に課することゝした
られるのである。驛制の擴充であり延長であつたことが知
られるのである。驛制の再建と共に道路、橋梁、渡船等の
改良整備にも力を注がれた。⁽¹⁾幕府が覇府鎌倉を中心として
屢々道路の開通に努め進んで示道標の如き道路附屬物の施
設にまで意を用ひた有様は、前に引用した諸文献(前文
参照)に
も、その片影が窺はれるが、文治三年十月、近江の豪族佐
々木定綱に命じて、宇治川の渡船を設備せしめたことなど
も、全く意圖を示すものである。

「註」(1)この點に就いては前文を参照せられたい

右武衛(賴朝)飛脚參着、去月十九日齊宮群行也。而勢多
橋破損之間、爲佐々木定綱奉行、以船奉渡湖海之處
延曆寺所司等、相交雜人之中、依現狼藉、定綱郎從相
答問、不圖起鬪亂及殺害(下略)(吾妻鏡文治三
年十月七日條)

これは幕府の飛脚が往來するの必要のために、當時勢多橋
が損傷して交通不可能の状態に在つたので領主佐々木定綱
に渡船を準備せしめたが偶々渡船場に於いて、延曆寺の寺
吏と佐々木氏の家臣との間に亂鬪を生ずるに至つたことを
傳へる記述だ。建久四年十月には京都から鎌倉へ、御堂供
養導師が下向するを機會として、再び東海道諸驛の整備が
行はれた。

御堂供養導師下向之間、海道驛家雜事送夫等事、被_レ支_ニ
配御家人等、今日付_ニ雜色等所_レ被_レ遣也。(中略)仲業行政
賴平等奉_ニ行_一云々(吾妻
鏡)

次いで翌建久五年十一月には更に次の如く驛制の整備擴
張が行はれた。

早馬上下向並御物疋夫等、被_レ支_ニ配海道驛々、大宿分八人。小宿分二人云々、是日者雖_レ被_ニ沙汰置_ニ之、新宿加増之間、重及_ニ此儀_ニ云々

即ち此時東海道筋に新驛を増設して、これにも従來の制を適用し、大驛には八人、小驛には二人宛の送運其他に要する人夫を負擔せしめたのである。また翌建久六年二月には「吾妻鏡」が「雜色足立新三郎清經爲_ニ御使_ニ上洛、是近日依_レ可_レ有_ニ御上洛_ニ海道驛家等雜事、渡船橋用意等、先爲_レ令_ニ相觸_ニ之也」と記してゐるやうに、賴朝の上洛準備のために宿驛渡船、橋梁等の交通施設を整備修補せしめた。これ等は當時鎌倉京都間の官人、使者等の交通が益々増加し元治二年に定置せられた宿驛のみにては、交通の實勢に對應し得ざる事態が生じつゝあつた有様を想見せしめるものである、驛制に關する沙汰は其後も屢々發せられた。「吾妻鏡」承元四年（實賴の時）三月二十二日の條に

相州室依_レ可_ニ熊野詣_ニ路次雜事等被_レ宛_ニ地頭等云々、仲業奉_ニ行之_ニ

と見えるのや、また同書承久五年六月二十六日の條に

海道可_レ建_ニ立新宿_ニ事、度々雖_レ有_ニ其沙汰_ニ未_レ令_ニ遵行_ニ之由、依_レ有_ニ其聞_ニ今日重被_レ仰_ニ守護地頭等_ニ云々

とあるなどは何れも驛制の整備に對する幕府の努力を示すものであつて、同時にはまた東海道の交通量が益々増加し盛んに新驛を設置すべき必要に迫られてゐたことを窺知せしめるに充分であらう。承元五年六月二十六日に關する右の記述は、幕府が新驛設置の必要を認めてそれを沿道の豪族等に命じたに拘らず、彼等が容易にその命令を奉じなかつたので、再び守護地頭に命じてそれを督促せることを示す。守護地頭をはじめ豪族等が、幕府の命を奉ぜず、驛制に對して寧ろ懈怠の態度を示したのは、當時賴朝死後の騷擾に因つて幕府の内部に尖鋭な對立の状態が激成され、人心が甚しく動搖してゐたからであつて、この不安な政治的狀態は次に述べるやうに、道路交通の安全を阻碍する結果ともなつた。

それは兎も角、幕府はかくして着々として驛制の再建整

備に努めた。それは上代驛制の如く堂々たる體系を備へ、一時に全國的範圍に亘つて實施せられたものではなかつた。寧ろ直面せる現實の必要に對應して、部分的に實施し

次のやうな日程で諸驛に宿泊したのを見ればそれ等の多くは大驛の部に屬してゐたものではあるまいか。

それを集積して、次第に整備の状態を招来しようとなつたものゝ如くである。この態度は鎌倉幕府の施政の一般的特質を示唆するものであつて、鎌倉幕府の當局者は觀念や他の模倣等によつて、制度の體系を整備するといふよりも、現實の情勢に對應して、着實に諸般の施設を講ずることを主眼としたが右に述べたやうな驛制に於いても、そうした幕府の態度が想見せられるのである。驛制の内容の如きもそれに關する記述が極めて簡略であつて、上代驛制などのやうに其の詳細を知り得ない。あまり煩瑣な規定などは設けられてなかつたのかも知れない。同じ東海道筋の宿驛にも大驛と小驛とがあり、其負擔にも相異があつたことは右に記したところによつても明かであるが諸驛の中、何れが大驛であり、何れが小驛であつたかは明かでない。たゞ建久元年十二月十四日、京都を發して歸途に就いた頼朝が、

- | | |
|-----|------|
| 十四日 | 小脇宿 |
| 十五日 | 箕浦宿 |
| 十六日 | 青波賀宿 |
| 十七日 | 黒田宿 |
| 十八日 | 小熊宿 |
| 十九日 | 宮路山中 |
| 廿日 | 橋下 |
| 廿一日 | 池田 |
| 廿二日 | 懸河 |
| 廿三日 | 島田 |
| 廿四日 | 駿河國府 |
| 廿五日 | 興津 |
| 廿六日 | 黄瀬河 |
| 廿七日 | 竹下 |
| 廿八日 | 酒匂 |

廿九日 鎌倉着(吾妻鏡、建久元年十
二月に關する記述)

「註」(1)賴朝は建久元年十月三日鎌倉を發ち殆ど家臣の精銳を擧げてそれを引具し、上洛滞在してゐたのである。

要するに、鎌倉幕府は、前時代に於いて荒廢の狀態に置かれてあつた驛制を再建し、舊來の宿驛を振興すると共に多くの新驛を興し、これに要する經費は、時に家人のみに負擔せしめたこともないが、原則として沿道一帯の土地所有者及百姓に負擔せしめる方針を採つた。斯如き驛制の再建は、強力な中央政權の存在を前提としてはじめて可能であつて、やがて鎌倉幕府が滅亡して、地方分權の形勢が誘致せられると共に、驛制が再び崩壊し、道路交通の發達が甚しく障碍せられるに至つたのは、自然の成り行きであつたのである。

二、幕府の交通取締とその政治的背景

斯如く幕府は驛制を整ひ、道路及び其附屬物の改良修補を行ふ(道路及附屬物の改良修補に就いては前文参照)と共に一面、有錢の渡船場關津等に關する制規を設け、また途上に横行せる不逞の徒

を取締つて旅人等を其危險から保護して、道路交通の發達に貢獻した。

◎渡船場、津料河手に關する取締。

建曆年間(執權義時
の當時)以前に既に幕府が諸國の津料河手に

就いて取締を行つたことは、

廿一日(九月)甲子、諸國津料河手等事、可_レ被_レ止由、日來及_二御沙汰_一之處、其事爲_レ得分、所々地頭依_レ申_二子細_一、今日如_レ元可_レ致_二沙汰_一之由、面々被_二仰下_一云々(吾妻鏡建曆二年九月廿一日之條)

といふ「吾妻鏡」の記述によつて明かに知られる。津料河手といふのは、津浦や河川の交通要衝に當る地點に於いて庄關の管理者や寺院神社や、地頭などが、通行の船舶や旅人から徴收してゐた一種の私的通行税であつて、それは室町時代以降に至つて、水陸交通の發達上、重大なる障礙を成したことは周知されてゐる通りである。然かもそれは室町時代に入つてはじめて現はれた制度ではなく、既に鎌倉時代以前から、多くの地方的權力によつて實施せられて

みたものである。第二代の執權、義時の世になつて、その水陸交通の圓滑な發展を阻碍すること甚しきに着眼せられたものと見え、一度廢止の沙汰が發せられたが、然しその

制度は、地頭等をはじめ津浦や其の他交通の要衝に當る地點を管理してゐた諸權力に、大きな收入を齎らしてゐたので、彼等からの苦情が多く、遂に再び復舊せられるに至つたことを、右の記述は傳へてゐるのである。だが一度斯様な制度が認容せられると、各地の大小權力者が競つてそれを實施し、收入を圖ることは已み難い勢でなければならぬ。

一、河手事

承久以後、於所々一致新儀之煩之由、有風聞、可停止之（貞永式目新編追加條に弘長二年七月一日）

右の禁令は承久以後、河手を徵收する者が諸國に於て益々増加しつゝあつたこと、そして、幕府が愈々それを廢止する必要を認めたことを示すものである。（執權時頼の時代）然しその禁制にも拘らず、それが容易に廢絶せられるに至らな

かつたことはそれから二十九年後の弘安四年（時宗の時代）に次の如く更に嚴重な禁令が發せられてゐることによつても明かである。

一、津料河手事

先年被留事、而近年所々地頭等、押領之間、爲諸人之煩云々、帶仰下知之者、不_レ及_レ子細其外至_レ押取之輩、可_レ令_レ停止、若違反者可_レ有其科之由、可_レ令_レ相觸其國中、猶以不_レ承引者、可_レ全注進交名之狀、依_レ仰執達如_レ件（同上弘安四年四月廿四日）

即ち幕府の承認を受けた既得權を除き、私に河手津料を徵收することを嚴禁し、若しそれに違反する場合は刑罰を以つて臨むべきことを明かにせるものである。續いて弘安七年に「沽酒事」及「押買事」と共に、重ねて「河手事」及「津泊市津料事」を禁制してゐる（同上弘安七年六月三日）のを見れば庄官（庄圍の管理者）地頭、寺院、神社等の諸勢力が如何に執拗に河手や津料を徵收してゐたか、そしてまた同時に、幕府がその水陸交通の上に及ぼす悪影響を顧慮して、それ等の

取締を熱心に勵行してゐたかゝ窺はれるのである。

有錢の渡船場も、恐らくは河手や津料を徴收してゐた人々と同じ立場の者によつて、經營せられてゐたであらう。

主要な道路に水驛を置き、交通の繁閑に隨つて船二隻以上四隻を備へたことは、既に上古養老の時代であつた（養老令）。次いで平安朝初期、承和二年には、黒俣河（美濃尾張の境）に二艘、草津渡（尾張）に二艘、飽海、矢作の二河（參河）に各二艘右瀨川（武藏）に三艘、住田河（武藏下總）に二艘を増置せられた。それ等の河川は何れも崖岸廣遠にして橋を架するを得ず、然かも往時に比して著しく交通量を加へたるため、舊來配置せられた船のみにては交通の圓滑を期し得なかつたからである。同時に富士川（駿河）鮎河（相模）の二河には浮橋が架せられた。何れも急流にして難船の危険が多かつたからだ。

往時、それ等の橋梁や渡船は政府によつて經營せられた。そして通行者から橋錢や渡錢を徴したものでなかつたことは明かである。然るに中央政權が衰廢して、地方の勢力が

勃興して來ると何時か渡船を有錢で經營したり、または右に述べたやうに關津の料を徴する者が生じて來たのである。「吾妻鏡」建保三年二月十八日條に、

仰_レ諸國關渡地頭、可_レ被_レ止_レ旅人之煩、但如_レ船賃用途_レ者立_レ料田_レ可_レ暮_レ其替_レ云々

と見えるなどは、當時旅人から渡船賃を徴取する渡船場が多く、交通の圓滑を甚しく阻碍してゐたことを示すものでなければならぬ。茲に於いて幕府は諸國の地頭に命じて渡船場や關の通行料徴取を廢止せしめ、渡船の如きその施設に費用を要するものは、管理者に一定の舊地を給與し、その收入によつて經營せしめんとしたのである。この方法は必ずしも幕府當局の新案に成れるものではなく、往時、水驛の費用はこれに一定量の稻を附屬して支辨せしめる制度であつたから、その制度を踏襲したものと思はれる。だがそれは何れにしても幕府が、當時渡船場の渡錢を廢止したことは、陸上交通の發達に對する努力を示すものである。渡船の面影は、當時の旅日記などにも屢々現はれて來る。

天龍と名づけたるわたりあり、川ふかく流れはげしく見ゆる秋の水みなぎり來て、舟のさること速かなれば、往還の旅人たやすくむかひの岸につきがたし。水まされる時、舟などもおのづからくつがへりて、底のみくづとなるたぐひ多かりと聞くこそ、かの巫峽の水の流、おもひよせられて、いと危きこゝちすれ。

これは天龍川を渡船した「東關紀行」の記者の記述である。「十六夜日記」の記者も

二十三日てんちう（天龍川のこと）のわたりといふ舟にのるに、西行がむかしも思ひ出でられて、心ぼそし、くみあはせたる舟たゞひとつにて、おぼくの人の往き來に、さしかへるひまもなし。

と記してゐるし、「海道記」の記者も

天中川（天龍川）を渡れば、大河にて水の面三町あれば、舟にてわたる。水早く波さがしくて、棹もえ指しえねば大なる杓さきを以て、横に水をかきて渡る。

と述べてゐるから、天龍川の渡船場は、當時最も著名なも

のであつたであらう。墨俣川も、矢矧川も馬入川も其他この街道を横切つて流れてゐた河川の多くは斯うして渡船せられたであらう。承和の往時水流が急で舟行が危険のため浮橋を架せられたといふ富士川や相模川の鮎河（？）などに、當時もそのまゝ浮橋（舟橋）が架せられてゐたものかどうか明かでないが「海道記」に

富士川を渡りぬ。此河は河中によりて石を流す。巫峽まがたの水のみ何ぞ船を覆さん人の心は此水よりも險はしければ馬を憑みてうちわたる。老馬々々、汝は智ありければ山路の雪の下のみならず、川の底の水の心もよくしりにけり。音に聞きし名高き山のわたりとて

底さへ深し富士河の水

と記してゐるのを見れば、往時の浮橋は朽ち果て、再び架せられず、馬背で渡河されてゐたやうだ。「十六夜日記」も「あけはなれてのち富士河わたる、あさかはいとさむし、かぞふれば十五瀬をぞわたりぬる」と記してあるが多分馬で渡河したものと思はれる。「東關紀行」が大井川に就いて、

菊川を渡りて、いくほどもなく一むらの里あり、こはま
とぞいふなる。此の里のひがしのはうに、すこしうちの
ぼるやうなる奥より、大井川を見渡したれば、遙々とひ
るき河原の中に一すぢならず流れわたれる川瀬ども、と
かく入りちがひたる様にて、すながしといふ物をしたる
に似たり。なか／＼渡りて見むよりも、よそめおほしる
くおぼゆれば、かの紅葉みだれてながれむ龍田川なら
ねども、しばしやすらはる。

日かすなる旅のあはれは大井川

わたらぬ水も深き色かな

と記してゐるのを見れば、其處にも渡船が設けられてゐた
有様は窺はれない。「十六夜日記」が

二十五日菊川をいで、けふは大井河といふ川をわたる
水いとあせて、きよしにはたがひて、わづらひなし。河
原幾里とかやいとほるかなり水のでたらむおもかげお
しはからる。

と記してゐるのも同様だ。またいとあやしげな浮橋を架し

て僅かに道路を連絡してゐた箇所も所々にあつたやうだ。
洲俣とかやいふ河(墨俣川の支流?)には、舟をならべて、正木
のつなにやあらぬ、かけとどめたる浮橋あり、いとあや
ふけれどわたる。この河、つゝみの方はいとふかくして
かた／＼あさければ(中略)

かりの世の行き來とみるもはかなしや

身のうち舟をうき橋にして(十六夜日記)

と見えるなどはその一例である。

まだ架橋の技術が発達せず、且つそれに要する經費が、
領主地頭等にとつて重き負擔を成した當時に於いて渡船場
や舟橋などは重要な交通施設であつた。然るに行く先々の
渡船場や舟橋などで、通行錢が徴收せられる傾向が一般的
になつてゐたとすれば、それは旅人の大きな負擔となり煩
ひとなつて道路交通の圓滑を甚しく阻碍したことは想像に
難くない。

斯くして渡船場も河手津料と共に、幕府の交通取締の對
象となり、前に述べたやうに、渡船錢の徴取を廢止して、

その經營に充つるために一定の田地を經營者または管理者に、給與する制度が樹立せられるに至つたものであらう。

◎交通不安に對する取締

鎌倉幕府には良き民政家が多かつた。それはいろ／＼の方面に現はれてゐるが、道路交通の安全に對する次のやうな努力などもその現はれの一つである。

前時代の末期頃、道路交通が極めて不安な状態に在つたことは前にも述べた通りである(前文)鎌倉幕府が成立してその力強き支配權が全國に及ぶと共に、諸國の治安も回復し、隨つて道路交通の危険も著しく除き去られた。諸國の有力な豪族が守護職に任ぜられ、幕府の統制下に、治安警察の任に當つてゐたからである。然し路邊の危険が根絶した譯ではなく、時には「群盜」などのために路邊が脅かされ、旅人を震ひ上らせることもあつた。

十七日、庚辰、左兵衛督能保消息到來、路邊群盜蜂起事至_二疑貽分_一者、相_二觸所處_一畢。(中略)號_二千光房七郎、僧招_二卒惡徒浪人_一、令_二夜討以下惡行之由、普風聞之間(下

略)(吾妻鏡文治四年八月十七日條)

路邊に群盜が蜂起したが、それは叡山の僧千光房七郎と稱する者が浪人惡徒等を引具して夜討を(長者の住居などに)かけたリしたのであつたといふ。寺院で僧兵を抱へて置くに必要な經濟的基礎を失つたものが多かつたから、そのために生活の方途を失つた荒僧や、平氏に黨して再び世に出る機會を失つた武士の成れの果てや、また打續く戰亂に疲れ、荒んだ百姓等の、郷土を離れて流浪する者などから「群盜」は恐らくは成つてゐたであらう。

頼朝の死後、鎌倉政權の内部に諸將の對立が激化し、頻りに劍戟が交へられたり、陰險な謀殺が行はれたりして、人心が動搖すると共に、そうした情勢は忽ち地方に反映し守護中にはともすれば幕府の命令に對して懈怠の態度を示すものがあり、路上にも物騒な出來事が瀕出して來た。頼朝の死の翌年、その寵臣として勢威を振つてゐた梶原景時は、諸將のために殺された。その陰險邪智が厄して諸將の恨みを買つてゐたがまたしても、結城朝光を除かうとして

陰謀し、ために三浦義澄以下六十六人の諸將等の激怒に遭つたのだ。建仁二年には、若き二代將軍頼家と北條一族との對立が表面化し、頼家の舅、比企能員は頼家に黨して、時政のために誘殺された。元久元年には將軍頼家が北條時政のために伊豆の修禪寺で幽殺された。比企能員の誘殺を聞き、時政を討たうとして謀計が露見したのであつた。鎌

倉黨切つての武士らしき武士であつた畠山重忠も、その剛直不屈な性格が、北條氏の霸權樹立途上の障碍を成して討滅された。其頃幕府の内部に於いて北條氏に次ぎ強大な勢力を成してゐた和田義盛の一族も、北條氏と對立して遂に兵を擧げ、却つて敗死した。鎌倉市中には不案な空氣が漲つて、人心は恐々として動搖した。結城朝光が「今見世上如踏薄水⁽¹⁾」と云つて世上の不安動搖を嘆じ、頼朝の死と共に出家遁世しなかつたことを頻りに後悔したのは、正治元年九月二十五日のことであつた。「吾妻鏡」の記者が「凡鎌倉中騒動也、萬人莫不⁽²⁾恐怖」と記してゐるのは同年八月十九日の記述に於いてである。

〔註〕(1)「吾妻鏡」正治元年九月二十五日條
(2)「同上」正治元年八月十九日條

斯うした不安な世情はやがて、路邊にまでその現はれを示して來た。閉塞してゐた不逞の徒が、斯うした幕府の間隙に乗じて横行したため、道路交通には甚しく危険を加へて來た。

十日、庚子、及^レ晚、參河國飛脚參申云、室平四郎重廣率^二若干強竊盜人等^一於^二當國驅^一之振^二武威^一廻^二計謀^一之間、路次往反庶民、爲^レ之有^二煩費^一、不^レ被^二加^一治罰^二者、國中難^二靜謐^一云々(「吾妻鏡」正治元年七月十日條)

即ち參河國に於いて室重廣が強竊の盜賊等を狩り集め、これを率へて横行したのでその地方の道路の往還は、庶民に至るまで甚しい不安に脅かされたのである。天久元年の三月には、平維基の子孫と稱する一群の者が伊賀國に起つて當國の守護を追ひ鈴鹿關から八峯山の道路を固めたので伊勢伊賀の地方から東都への位置は全く杜絶してつた。

凶徒等屬^二領^一二ヶ國(伊賀)固^二鈴鹿關^一、八峯山等道路。仍

無_二上洛_一之人云々(吾妻鏡元久元年三月九日條)

同年九月には掃部頭入道寂忍が京都から鎌倉へ到着して近江地方に蜂起せる不逞の徒のため道路の往還が阻碍せられてゐる有様を次のやうに報告した。

募_二武威_一企_二謀叛_一、又於_二諸所道路_一煩_二往返_一鄙民云々(吾妻鏡元久元年九月二十四日條)

承元(義時)年間になつても、斯うした道路交通の不安は容易に除去せられず、一時却つて一般的な傾向さへ示して來た。

廿日、庚戌、諸國守人緩急之間、群盜動令_二蜂起_一、爲_二庄保煩_一之由、國衙之訴出來、依_レ之條々被_レ擬_二群議_一(吾妻鏡承元三年十一月二十日條)

斯様に一般化しつゝあつた社會的政治的不安は、水陸の交通に不安を齎らしたに相違ない。翌承元四年六月には次のやうな事件が起きた。

十二日、戊辰、御臺所(政文)御方女房、丹後局自_二京都_一參着、於_二駿河國宇都山_一爲_二群盜等_一所持財寶並自_二坊門

殿_二被_一整_二下_一御裝束等、悉被_二盜取_一之由申_レ之(吾妻鏡承元四年六月十日條)

人もあらうに尼將軍政子の使者丹後局が、京都の公家へ使しての歸途、宇都山附近で彼女等の一行を襲ひ、所持の寶物及び宮家より下賜せられた御裝束の類に至るまで悉く奪略した不逞の群盜の一群があつたのだ。道路交通に於ける不安の狀、想見すべきであらう。

かくて幕府は、道路交通の不安を除き、旅人等を旅行の危険から護るために、方途を講じなければならなかつた。丹後局等が鎌倉へ到着した次の日(六月十日)には早くも駿河以西の國々に命じて晝夜驛々の警備を固くすると共に、殊に旅人の警固に意を用ひしめた。

駿河國以西海道驛家等結番夜行番衆、殊可_レ致_二旅人警固_一、將又丹後局參向之時、所_レ被_二盜取_一之財寶等、可_レ尋出_二之由申_レ之(吾妻鏡)

それ以來、幕府は頻繁に令して京洛をはじめ、主要街道の諸驛港津等を犯してゐた山賊海賊夜討強盜の討伐に努め

たが(貞永式目新)それは同時、道路及び水上交通の安全への努力であつたものと思はれる。獨り東海道に於いてばかりでなく、其の他の諸街道に於いても同じ努力が拂はれたことは、正嘉二年陸奥出羽地方に夜討強盜の徒が横行して、往還の人々を煩はすといふ風聞があつたので次のやうな教書を發して、取締を嚴にせしめたことなどによつても明かである。

近日出羽陸奥國夜討強盜蜂起之間、往還之輩有_レ其煩_レ之由風聞、尤不便、是偏群郷地頭等、背_レ先御下知、無沙汰之所致也、甚無_レ其謂、早柴田郡内知行宿々速_レ宿直屋、令_レ詰番、殊可_レ令_レ警固_レ也、且籠_レ置惡黨之所々、不_レ可_レ見聞隱_レ之旨、可_レ被_レ召_レ沙汰人等起請文_レ者、依_レ仰執達如_レ件(貞永式目新篇追加條々)
(正嘉二年八月廿日條)

殊に不逞の徒の横行が甚しかつたものと思はれる柴田郡地方の街道筋に、番衆の詰所を設置し、嚴しく警固に當らしめた有様が窺はれるのである。(同村の觸書はそれより二年前康元元年にも發せられてゐる)

◎街路の取締

鎌倉が急激に發展し、大小の街路が設けられ、人家が楡比の狀を呈して來ると共に、自然に街路取締の必要が生じて來た。幕府の街路に對する關心は、隨つて先づ鎌倉の街路に對するそれを通じて窺はれる。

當時鎌倉には絹座、炭座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座等をはじめ、種々の商賣があり何れも商品を見世棚に陳列して賣買し、路上には品物を頭上に載せた販婦(女の行)や腰に小刀を帯び、荷物を背に負つた行商人などが路上を往來してゐた。また鍛冶、鑄物師、巧匠、番匠、金銀細工、紺搔染物、綾織、蠶養、伯樂、檜物師、輶轡師、塗師、蒔繪師唐紙師、紙漉、傘張、白粉燒、櫛挽、烏帽子折、酒造、酢造、弓矢細工、染草、土器作、葺師、壁塗等の工人等も住居して、それ／＼の業にいそしんでゐた。幕府の政所をはじめ、諸國の豪族等が鎌倉滞在中に居住する館が多く建てられ、主人に隨從して鎌倉に滞在してゐた多くの武士等の逞ましい姿が街路を往來してゐた。山僧、山伏、修

驗者などの姿も見受けられた。急激に、そして一定の都市計畫の下に於いては、自然のまゝに發展したであらう鎌倉の市街は、道路の幅員等も充分でなく、随つてかゝる交通情勢に對して、種々の取締を行ふ必要を生じてゐたものと思はれる。寛元三年(泰時死 去の年)四月に、保々奉行(市内取締の奉行)に對して市街の道路交通に關し、(1)一般的に道路の修繕を命じ、(2)屋檐を突出させて道路交通を妨げることとを禁じ、(3)肆塵を建造して街路を狭めることを得ざらしめ、(4)舍屋を溝渠の上に建てることを禁じ(5)正當の所用のない限り夜間道路を通行することを禁じたり、したのは右に述べたやうな交通情勢の發展に對處し、街路交通の取締を行つたものである、恰かも今日の道路法に於ける沿道の取締や市街地建築物法中のある條項を彷彿たらしめる取締規定であつて、既に鎌倉幕府の往時、斯種の道路取締りが行はれたことは、道路行政に關係を有つ人々にとつて確かに興味深い史實である。

同じ中世に在りながら、鎌倉時代の道路交通情勢及びそれに對する幕府の取締方針は、室町時代以後のそれと著しく異なる特色に彩られてゐる。其處では、道路の改良補修でも、橋梁、浮橋、渡船場等の如き道路附屬物の設置や維持でも凡て全國的規模に於ける交通の發達を少くとも一街道(例へば東海道、東山道といふが如き)總體の交通發達を目標として實施せられてゐる。同様に驛制の整備關津科の取締渡船制度の改廢等の如き交通制度の改廢も、凡て全國的見地に於いて行はれてゐる。これは鎌倉幕府の霸權が全國を支配してゐたことの必然の歸結であつて、それを、室町時代以降、豊臣政權の成立に至る迄の間に於ける交通施設及び交通制度が凡て地方的特色を帯びてゐたのと比較すると、明かなる對照が見出される。交通の發達は常に、時代の政治的、經濟的狀態の反映である。